

IoT 関連発明, ビジネス関連発明を含む コンピュータソフトウェア (CS) 関連発明 についての日米実務雑感

会員 山本 雅久

要 約

米国では, CS 関連発明について, 特許法 101 条の特許適格性 (Subject Matter Eligibility) があるか否かが実務上大きな問題となっています。そこで, 審査段階で特許法 101 条の特許適格性がないとして拒絶された場合にどのような対応を行なえば良いか, 具体的な判断はどのようにになっていくと思われるかなどを考えてみたいと思います。また, 日本では, CS 関連発明について, 発明に該当するか否かの判断は緩やかに行ない, 実質的に進歩性の判断で特許として認めるか否かの判断を行なっていると考えられます。そこで, 進歩性の判断はどのようになされ, どのような対応を行なえば良いか, また, 審査基準等の分かりにくくなっている部分をどのように理解したら良いか, どうしたら分かり易くなるかなどを考えてみたいと思います。

目次

1. はじめに
2. 米国
 - (1) はじめに
 - (2) 判断基準
 - (3) 判断基準の解釈
 - (4) 技術的課題を有する CS 関連発明についての第 1 段階の拒絶対応
 - (5) 技術的課題を有する CS 関連発明についての第 2 段階の拒絶対応
 - (6) 技術的課題を有する CS 関連発明についての第 3 段階の拒絶対応
 - (7) 技術的課題を有しない CS 関連発明についての拒絶対応
 - (8) 具体的な判断の方向性
 - (9) その他の対応
3. 日本
 - (1) はじめに
 - (2) 審査基準等及びそれに基づく拒絶対応
 - (3) 設計変更等及びこれに対する拒絶対応, 判断基準の提案
 - (4) 事例検討及び見直しの提案
4. おわりに

1. はじめに

弁理士登録してから約 20 年 (実務経験約 24 年), 国内外の特許出願, 中間等の実務に携わってきました。

日本でも米国でも, 特許として認めるか否かの判断は, プロパテントやアンチパテントなどの特許政策によって揺れ動くものであり, 緩くなったり, 厳しく

なったりするものであると考えられます。

米国では, CS 関連発明について, 特許として認めるか否かの判断を, 特許適格性の判断によって行なっていると考えられるため, 特許適格性の判断が, 特許政策によって揺れ動き, 緩くなったり, 厳しくなったりすると考えられます。

近年, 米国では, CS 関連発明について, Alice 最高裁判決⁽¹⁾以降, 特許法 101 条の特許適格性 (Subject Matter Eligibility) があるか否かが実務上大きな問題となっており, その判断は非常に厳しくなっていると思います。

現時点では, 判例も錯綜しており, このような対応をとれば良いというような状況にはないと思いますが, 実際に審査段階で拒絶を受けた場合にはそれに対応していかなくてはいけないという状況にあり, とても悩ましい状況にあると思います。

一方, 日本では, CS 関連発明について, 特許として認めるか否かの判断は, 実質的に進歩性の判断によって行なっていると考えられるため, 進歩性の判断が, 特許政策によって揺れ動き, 緩くなったり, 厳しくなったりすると考えられます。

日本では, CS 関連発明について, 発明に該当するか否かの判断は緩やかに行ない, 実質的に進歩性の判断で特許として認めるか否かの判断を行なっていると考えられますが, 進歩性の審査基準や事例等は膨大に

なっており、その判断基準は分かりにくいものになっていると思います。

そこで、CS 関連発明について、米国において、審査段階で特許法 101 条の特許適格性がないとして拒絶された場合にどのような対応を行えば良いか、具体的な判断はどのようになっていくと思われるかなどを考えてみたいと思います。

また、日本において、CS 関連発明について、進歩性の判断はどのようになされ、どのような対応を行えば良いか、また、審査基準等の分かりにくくなっている部分をどのように理解したら良いか、どうしたら分かり易くなるかなどを考えてみたいと思います。

2. 米国

(1) はじめに

元々は、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連の CS 関連発明に特許を与えることが妥当であるか、即ち、特許法 101 条の特許適格性があるかを問題にしていたように思います。

しかしながら、近年では、例えばデータベースに関する発明、回路基板等のシミュレーションに関する発明など、従来であれば問題なく特許を取得することができた本来技術的な CS 関連発明まで、特許法 101 条の特許適格性がないと判断され、拒絶されることになっています。

この結果、日本、EP、中国などの他の国では、従来通りに特許を取得することができている CS 関連発明が、米国だけ特許を取得することができないということも起こっています。

これは、一時的な審査の揺らぎで、いずれは、従来問題なく特許を取得することができた本来技術的なものは、従来通りに特許を取得できるようになるものと思われるかもしれませんが、現状では、このような拒絶に対応しなくてはならないことになっています。

そこで、現状、このような拒絶に対してどのような対応を行えば良いか、今後、どのようになっていくと思われるかなどを考えてみたいと思います。

(2) 判断基準

まず、CS 関連発明についての特許法 101 条の特許適格性があるか否かの判断では、第 1 ステップとして「抽象的アイデア」(abstract ideas)を対象としている

(directed to) か否かが判断され、「抽象的アイデア」を対象としていると判断された場合は、第 2 ステップとして全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」もの (significantly more) であるか否かが判断されることになっています。

そして、第 1 ステップにおいて、「抽象的アイデア」を対象としていないとして特許法 101 条の特許適格性があると認められた判決としては、Enfish 判決⁽²⁾、McRO 判決⁽³⁾、Finjan 判決⁽⁴⁾、Core 判決⁽⁵⁾などがあります。また、これらの判決を受けて、特許庁から、2016/5/19 メモランダム⁽⁶⁾、2016/11 メモランダム⁽⁷⁾、2018/4/2 メモランダム⁽⁸⁾などが公表されています。

また、第 2 ステップにおいて、全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであると認められた判決としては、DDR 判決⁽⁹⁾、BASCOS 判決⁽¹⁰⁾、Berkheimer 判決⁽¹¹⁾などがあります。また、BASCOS 判決については、上述の 2016/11 メモランダムに言及があります。また、Berkheimer 判決を受けて、特許庁から、2018/4/19 メモランダム⁽¹²⁾が公表されています。

(3) 判断基準の解釈

ここで、第 1 ステップに関し、Enfish 判決、McRO 判決、2016/5/19 メモランダム、2016/11 メモランダムなどでは、クレームが、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としており (directed to an improvement in computer-related technology)、「抽象的アイデア」を対象としていない場合には、特許法 101 条の特許適格性があると認められるとされています。

また、Finjan 判決、Core 判決、2018/4/2 メモランダムなどでは、コンピュータ技術の改善にフォーカスされたソフトウェア関連発明を規定するクレームは「抽象的アイデア」を対象としていないとされず (a claim reciting a software-related invention focused on improving computer technology may not be directed to an abstract idea)。

そして、「コンピュータ関連技術における改善」を広く解釈すれば、CS 関連発明であって、コンピュータ技術、インターネット技術、ソフトウェア技術などについての「技術的課題を有するもの」であれば「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると解釈することも可能であると思います。

例えば、データベースに関する発明、回路基板等の

シミュレーションに関する発明など、従来であれば問題なく特許を取得することができた本来技術的な CS 関連発明は、多くの場合、CS 関連発明であって「技術的課題を有するもの」であると考えられるため、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると考えられます。

また、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明は、「技術的課題を有するもの」であれば、「コンピュータ関連技術における改善」を広く解釈することで、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると解釈することも可能であると思います。

(4) 技術的課題を有する CS 関連発明についての 第 1 段階の拒絶対応

このため、技術的課題を有する CS 関連発明（例えば上述の本来技術的な CS 関連発明、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有するもの」）について特許法 101 条の特許適格性がないとの拒絶を受けた場合、まずは、Enfish 判決、McRO 判決、Finjan 判決、Core 判決、2016/5/19 メモランダム、2016/11 メモランダム、2018/4/2 メモランダムなどに基づいて、本願のクレームは、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としており (directed to an improvement in computer-related technology), 「抽象的アイデア」を対象としていない旨の主張を行なうことが考えられます。

なお、特許庁の審査における拒絶に対する反論であることを考慮すると、Enfish 判決、McRO 判決、Finjan 判決、Core 判決を受けて特許庁から発行された 2016/5/19 メモランダム、2016/11 メモランダム、2018/4/2 メモランダムを引用して反論することが好ましいと思います。

この場合、「コンピュータ関連技術における改善」であることの説明として、明細書の記載を引用するなどして、コンピュータソフトウェア技術における課題を解決するための構成の改善に向けられていることを説明することが好ましいと考えられます。

これについては、Enfish 判決を受けて特許庁から発行された 2016/5/19 メモランダムに、以下のように記

載されており、これが参考になると思います。

To make the determination of whether these claims are directed to an improvement in existing computer technology, the court looked to the teachings of the specification. Specifically, the court identified the specification's teachings that the claimed invention achieves other benefits over conventional databases, such as increased flexibility, faster search times, and smaller memory requirements. It was noted that the improvement does not need to be defined by reference to “physical” components. Instead, the improvement here is defined by logical structures and processes, rather than particular physical features. The Federal Circuit stated that the Enfish claims were not ones in which general-purpose computer components are added after the fact to a fundamental economic practice or mathematical equation, but were directed to a specific implementation of a solution to a problem in the software arts, and concluded that the Enfish claims were thus not directed to an abstract idea (under Step 2A).

また、Finjan 判決、Core 判決を受けて特許庁から発行された 2018/4/2 メモランダムに、以下のように記載されており、これが参考になると思います。

In *Finjan Inc. v. Blue Coat Systems, Inc.*, 879 F.3d 1299 (Fed. Cir. 2018), ... The claims were held patent eligible because the court concluded that the claimed method recites specific steps that accomplish a result that realizes an improvement in computer functionality. In particular, the method generates a security profile that identifies both hostile and potentially hostile operations, and can protect the user against both previously unknown viruses and “obfuscated code.” This is an improvement over traditional virus scanning, which only recognized the presence of previously-identified viruses.

In *Core Wireless Licensing S. A. R. L., v. LG Electronics, Inc.*, 880 F.3d 1356 (Fed. Cir. 2018), ... The claims to computing devices were held patent eligible because the court concluded that they are directed to an improved user interface for electronic

devices, not to the abstract idea of an index. In particular, the claims contain precise language delimiting the type of data to be displayed and how to display it, thus improving upon conventional user interfaces to increase the efficiency of using mobile devices.

なお、上述の主張を行なう前提として、クレームにおいて課題を解決するための構成が明確に規定されているかを確認し、明確に規定されていないのであれば補正を行なうことが必要であると考えられます。つまり、「コンピュータ関連技術における改善」であることの説明として、明細書の記載を引用するなどして、コンピュータソフトウェア技術における課題などの技術的課題があって、これを解決するための構成がクレームに明確に規定されていて、技術的課題及びこれを解決するための構成からなる技術的思想、即ち、発明の原理を説明することが必要であると考えられます。

また、いきなり第2ステップの全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであるとの主張を行なって、この点を争うこととすると、第1ステップの「抽象的アイデア」を対象としていることを自認してしまうことにもなりかねないと思います。

なお、上述の主張は、第2ステップを判断するまでもなく、第1ステップで特許法101条の特許適格性があると主張するものであるため、第2ステップの全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものである点についての主張は行なわなくても良いと考えられますが、これについて予備的な主張を行なっても良いと思います。

(5) 技術的課題を有する CS 関連発明についての第2段階の拒絶対応

次に、上述の主張を行なったにもかかわらず、その主張が受け入れられず、再度、拒絶を受けた場合には、さらに踏み込んだ主張を行なうことが必要になります。

なお、クレームにおいて課題を解決するための構成が明確に規定されていないことに起因して拒絶されているのであれば、そのような構成を明確に規定するための補正を行なうことが前提となります。

さらに踏み込んだ主張としては、例えば、McRO 判決を受けて特許庁から発行された 2016/11 メモランダムに基づいて、より詳細で具体的な主張を行なうこと

が考えられます。

つまり、2016/11 メモランダムには、以下のように記載されています。

An “improvement in computer-related technology” is not limited to improvements in the operation of a computer or a computer network *per se*, but may also be claimed as a set of “rules” (basically mathematical relationships) that improve computer-related technology by allowing computer performance of a function not previously performable by a computer.

An indication that a claim is directed to an improvement in computer-related technology may include

(1) a teaching in the specification about how the claimed invention improves a computer or other technology (*e.g.*, the *McRO* court relied on the specification's explanation of how the claimed rules enabled the automation of specific animation tasks that previously could not be automated when determining that the claims were directed to improvements in computer animation instead of an abstract idea). In contrast, the court in *Affinity Labs of TX v. DirecTV* relied on the specification's failure to provide details regarding the manner in which the invention accomplished the alleged improvement when holding the claimed methods of delivering broadcast content to cellphones directed to an abstract idea.

(2) a particular solution to a problem or a particular way to achieve a desired outcome defined by the claimed invention, as opposed to merely claiming the idea of a solution or outcome (*e.g.*, *McRO's* claims defined a specific way, namely use of particular rules to set morph weights and transitions through phonemes, to solve the problem of producing accurate and realistic lip synchronization and facial expressions in animated characters, and thus were not directed to an abstract idea). In contrast, *Electric Power Group's* claimed method was directed to an abstract idea because it merely presented the results of collecting and analyzing information, without even identifying a particular tool for the presentation.

このため、「コンピュータ関連技術における改善」に向けられていることの説明として、ここで引用した 2016/11 メモランダムの中の (1), (2) を満たしていることを主張することが考えられます。

なお、ここでは、再度のアクションを受けた場合に、さらに踏み込んだ主張として、このような主張を行なうこととしていますが、例えば、ファーストアクションなどの最初の段階（第 1 段階）で、このような主張まで行なうことも考えられます。

(6) 技術的課題を有する CS 関連発明についての第 3 段階の拒絶対応

次に、上述のような主張を行なったとしても、審査官によっては、追加の判例や USPTO ガイドラインが提供されない限り、特許法 101 条の特許適格性の問題を審判 (Appeal) で決定させるために、出願人の主張に耳を傾けることなく、拒絶し続けるとの姿勢を示す場合があります。

この場合、正当な判断をしてもらうためには、審判を行なうしかないと考えられます。なお、複数の審査官によって判断をしてもらうために、プレアピール (Pre-Appeal Brief Review Request and Conference Pilot Program) を行なうことも考えられます。

なお、審判を行なうことで時間を稼ぐことができるため、追加の判例や USPTO ガイドラインが提供され、特許法 101 条の特許適格性の判断が緩くなることも期待できます。

(7) 技術的課題を有しない CS 関連発明についての拒絶対応

これに対し、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有しないもの」は、第 1 ステップにおいて、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると解釈することは難しいと考えられます。

このため、技術的課題を有しない CS 関連発明（例えばビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有しないもの」）について特許法 101 条の特許適格性がないとの拒絶を受けた場合、上述のような Enfish 判決, McRO 判決, Finjan 判決, Core 判決, 2016/5/19 メモランダム, 2016/11 メモランダム,

2018/4/2 メモランダムに基づく主張を行なうのは難しいと考えられます。

また、例えばインターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有するもの」についても、必ずしも、第 1 ステップにおいて、「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると解釈されるわけではありません。

このため、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有するもの」について上述の第 1 段階、第 2 段階の対応における主張を行なったにもかかわらず、再度の拒絶を受けた場合、あるいは、技術的課題を有しない CS 関連発明（例えばビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有しないもの」）で上述のような主張を行なうのが難しいと考えられる場合には、第 2 ステップの全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであるとの主張を行なうことになると考えられます。

この場合、例えば、DDR 判決, BASCOM 判決, 2016/11 メモランダムなどに基づいて、全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであるとの主張を行なうことが考えられます。

これについては、2016/11 メモランダムに、以下のように記載されており、これが参考になると思います。

The *BASCOM* court agreed that the additional elements were generic computer, network, and Internet components that did not amount to significantly more when considered individually, but explained that the district court erred by failing to recognize that when combined, an inventive concept may be found in the non-conventional and non-generic arrangement of the additional elements, *i. e.*, the installation of a filtering tool at a specific location, remote from the end-users, with customizable filtering features specific to each end user (note that the term “inventive concept” is often used by the courts to describe additional element (s) that amount to significantly more than a judicial exception).

また, Berkheimer 判決, 2018/4/19 メモランダムなどに基づいて, 追加の要素 (改善) は, 業界で以前から知られた, よく理解され, ルーチンで, 慣習的な活動以上のものであった (the purported improvements were more than well-understood, routine, conventional activity previously known in the industry) から第2ステップの要件を満たす旨の主張を行なうことも考えられます。また, アクションにおいて, 明示的なサポートなく, 追加の要素 (又は要素の組み合わせ) がよく理解され, ルーチンで, 慣習的であるとされた場合には, 審査官に再評価させ, その証拠を挙げさせるために, 審査官のポジションに対してチャレンジする, 即ち, そのような要素がよく理解され, ルーチンで, 慣習的ではないとの主張を行なうことも考えられます。

なお, 上述のような主張を行なったにもかかわらず, 受け入れられない場合には, 上述の第3段階の対応をとることになります。

(8) 具体的な判断の方向性

ところで, 全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであるか否かの判断は, 基本的には, 特許法 103 条の自明性の判断と同様の基準で行なわれるのではないかと思います。

つまり, 例えばインターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し, そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有するもの」については, 特許法 103 条の自明性の判断と同様の基準で判断が行なわれるのではないかと思います。

この場合, 研究・開発の過程で新たに見出された課題であり, このような課題を想定していない以上, 本願発明の構成を採用するはずがないという論理構成での主張を行なうのも有効であると思います。

これに対し, 例えばインターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し, そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明であって「技術的課題を有しないもの」については, 技術的課題及びこれを解決するための構成からなる技術的思想を有しないと考えられるため, 特許法 103 条の自明性の判断と同様の基準で判断を行なうのが難しいと思います。

このため, 技術的課題を有しない CS 関連発明につ

いては, 全体として「抽象的アイデア」を「遥かに超える」ものであるか否かは, 例えば今まで世の中に存在していなかったものを提供することになり, 社会的に有用性があり, 特許を付与するに値する価値があるなどの有用性の観点からの「特段の事情」が認められるか否かというような判断によって行なわれることになるのかなと思います。

この場合, 課題が新規であり, 当業者が通常は着想しないようなものであるという観点から, 今まで世の中に存在していなかったものを提供しており, 社会的に有用性があり, 特許を付与する価値があるなど, 有用性の観点からの「特段の事情」を主張することも考えられます。

なお, 第1ステップの「抽象的アイデア」であるか否かの判断において, 「コンピュータ関連技術における改善」を対象としていると認めるか否かの判断も, 特許法 103 条の自明性の判断と同様の基準で行なわれることになるのではないかと思います。

この場合も, 研究・開発の過程で新たに見出された課題であり, このような課題を想定していない以上, 本願発明の構成を採用するはずがないという論理構成での主張を行なうのも有効であると思います。

このように見てくると, 引用文献がある場合には, 特許法 103 条の自明性の判断によって特許を付与するか否かを判断し, 引用文献がない場合には, 特許法 101 条の特許適格性の判断によって特許を付与するか否かを判断することになり, いずれの場合も同様の基準で判断されることになるのかなと思います。

(9) その他の対応

ところで, Alice 最高裁判決を受けて, 特許庁は, SME (Subject Matter Eligibility) ガイダンスとして, 2014 年保護適格性暫定ガイダンス⁽¹³⁾, 2015 年 7 月審査官向け通知⁽¹⁴⁾, 2016 年 5 月審査官向け通知⁽¹⁵⁾を公表しています。

そして, この中には, 「特許適格性あり」とされる具体例が挙げられており, 「特許適格性あり」との判断に至る理由の説明も具体的に例示されています。

そこで, CS 関連発明について特許法 101 条の特許適格性がないとの拒絶を受けた場合, このガイダンスに含まれる具体例の中から似ている具体例を探し, その具体例における「特許適格性あり」との判断に至る理由の説明を利用して反論を作成して主張することも

考えられます。

3. 日本

(1) はじめに

日本では、CS 関連発明は、ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「発明」に該当するとされています。

このため、実務上は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されることを、請求項において規定することで、「発明」に該当するか否かの問題はクリアできることがほとんどであり、実務上はそれほど問題になっていないものと思われれます。

そして、特許として認めるか否かの判断は、実質的に進歩性の判断で行なっていると考えられます。

このように、日本では、CS 関連発明において、「発明」に該当するか否かの判断は緩やかに行ない、実質的に進歩性の判断で特許として認めるか否かの判断を行なっていると考えられます。

そこで、CS 関連発明について、進歩性の判断はどのようなにされ、どのような対応を行なえば良いか、また、審査基準等の分かりにくくなっている部分をどのように理解したら良いか、どうしたら分かり易くなるかなどを考えてみたいと思います。

(2) 審査基準等及びそれに基づく拒絶対応

特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性⁽¹⁶⁾によれば、進歩性の判断では、進歩性が否定される方向に働く要素及び進歩性が肯定される方向に働く要素を総合的に評価し、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理付けができるか否かを検討し、論理付けができたと判断した場合には進歩性を有しないと判断するとされています。

そして、上述の特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性の 3. 2 進歩性が肯定される方向に働く要素には、「引用発明と比較した有利な効果」、「阻害要因」のみが挙げられています。

これをそのまま読むと、進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合、その対応として、「引用発明と比較した有利な効果」又は「阻害要因」を主張すれば良いと考えることになりそうです。そして、「阻害要因」を主張することは難しいことが多いため、結局、「引用発明と

比較した有利な効果」を主張すれば良いと考えることになりそうです。

一方、実務上は、多くの場合、構成上の差異を明確にする補正を行なって、構成が容易に想到しうるものではない旨の主張を行なうことで対応していると思います。この際に、上述の考えがあるため、「引用発明と比較した有利な効果」の主張も行なっている方も多いかも知れません。

しかしながら、実際には、「引用発明と比較した有利な効果」は、技術水準から予測される範囲を超えた顕著な効果でない限り、進歩性の判断に影響を与えることはないと思います。

そして、化学系の分野の発明については、技術水準から予測される範囲を超えた顕著な効果の主張によって進歩性を有すると判断されることがあるかもしれませんが、電気・機械系の分野の発明については、技術水準から予測される範囲を超えた顕著な効果の主張によって進歩性を有すると判断されることはほとんどないと思います。⁽¹⁷⁾

そうすると、電気・機械系の分野の発明についての上述の実務上の対応は、構成が容易に想到しうるものではない旨の主張を行なっているにすぎず、「引用発明と比較した有利な効果」の主張はあくまでも補足的なもので、それほど大きな意味は持っていないと考えられます。

なお、ビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明は電気・機械系の分野の発明に含まれるため、ビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明についても同様であると考えます。

そうすると、ビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明について進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合の対応としては、構成上の差異を明確にする補正を行なって、構成が容易に想到しうるものではない旨の主張を行なうほかはないようにも思えます。

しかしながら、上述の特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性では、3. 3 進歩性の判断における留意事項に、後知恵に陥らないように留意すべきであるとされており、また、発明の解決すべき課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものであることは、進歩性が肯定される方向に働く一事情になり得るとされています。

このため、構成上の差異を明確にする補正を行なって、単に構成が容易に想到しうるものではない旨の主

張を行なっただけでは説得力がないと思われるような場合には、これらの観点からの主張を行なうのが望ましいと考えます。

つまり、ビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明について進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合の対応としては、「引用発明と比較した有利な効果」の主張を行なうのではなく、「後知恵に基づくものである」、あるいは、「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」との主張を行なうのが望ましいと考えます。

特に、研究・開発の過程で新たに課題を見出すことは意外と多いと思われるため、研究・開発の過程で新たに見出された課題であり、このような課題を想定していない以上、本願発明の構成を採用するはずがないという論理構成での主張は有効であると思います。

（3） 設計変更等及びこれに対する拒絶対応、判断基準の提案

ところで、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明では、既存のシステムを示す主引用発明はあったとしても、ビジネス方法等のアイデアを示す副引用発明はない場合も多いと思われ、この場合、設計変更等であるか否かの判断によって進歩性の判断が決まることになると思います。

ここで、上述の特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性では、設計変更等には、一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用が含まれ、これらは当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないとされています。

また、特許・実用新案審査ハンドブック附属書 B「特許・実用新案審査基準」の特定技術分野への適用例第 1 章コンピュータソフトウェア関連発明 2. 2. 3 進歩性の判断⁽¹⁸⁾では、設計変更等の例として、人間が行っている業務やビジネスを行う方法のシステム化、公知の事実又は慣習に基づく設計上の変更などが挙げられており、これらは当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないとされています。

また、CS 関連発明については、特許庁ホームページ（ビジネス方法の特許に関する Q&A（回答）問 10）⁽¹⁹⁾において、以下の表が示されており、IT による具体化が公知であっても、ビジネス方法が公知でな

ければ、進歩性が認められる可能性があると考えられています。

		実現しようとするアイデア(ビジネス方法)	
		公知である	公知でない
ITによる 具体化方法	公知である	×	△
	公知でない	△	△

また、進歩性の基準が厳しくなると、引用例には相違点に係る構成について何ら記載されていない場合であっても、商取引における営業上の考察に基づく設計変更であるとされることもあります（例えば平成 21 年（行ケ）第 10192 号審決取消請求事件（売買データ処理装置事件））。

ところで、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明において、設計変更等であるから、進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合も、上述の進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合の対応と同様に、構成上の差異を明確にする補正を行なった上で、設計変更等ではない旨の主張を行なうことが考えられます。

ここで、インターネットやサーバなどの既存のシステムを利用し、そこにビジネス方法等のアイデアを適用したビジネス関連・IoT 関連の CS 関連発明は、「技術的課題を有するもの」と「技術的課題を有しないもの」とに分けて考えることができると考えられます。

なお、「技術的課題を有するもの」は、技術的な効果、技術的貢献あるいは技術的改善を有するものであるとも言えると考えます。また、例えば、新規な値引き方法を適用した売買データ処理装置は、例えば POS システムなどにおいて新規な値引き方法による処理をその機能として追加するものであると見ると、コンピュータ関連技術の改善と見ることもできると考えられますが、このような発明は、通常、「技術的課題を有しないもの」になると考えられるため、コンピュータ関連技術の改善であるか否かによって分けるよりも、「技術的課題を有するもの」と「技術的課題を有しないもの」に分ける方が好ましいと考えます。

そして、「技術的課題を有するもの」については、本来技術的な発明であると考えられるため、一般的な電気・機械系の分野の発明と同様に取り扱うことができると考えます。

つまり、「技術的課題を有するもの」については、上

述の進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合の対応と同様に、構成上の差異を明確にする補正を行なった上で、設計変更等ではない旨の主張を行なえば良いと考えます。

この際、上述した「後知恵に基づくものである」、あるいは、「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」との主張を行なうのは有効であると考えます。

特に、「技術的課題を有するもの」は、本来技術的な発明であると考えられ、研究・開発の過程で新たに課題を見出すことは意外と多いと思われれます。このため、研究・開発の過程で新たに見出された課題であり、このような課題を想定していない以上、本願発明の構成を採用するはずがないという論理構成での主張は有効であると思います。

これに対し、「技術的課題を有しないもの」については、本来非技術的な発明であると考えられるため、一般的な電気・機械系の分野の発明と同様に扱うのは難しいと考えます。

つまり、「技術的課題を有しないもの」については、構成上の差異を明確にする補正を行なっても、ビジネス方法等のアイデアを具体的に規定することになるだけであるため、一般的な電気・機械系の分野の発明における技術的な構成が容易に想到しうるものではないとの議論にはなじまないと考えます。

そこで、「技術的課題を有しないもの」については、例えば今まで世の中に存在していなかったものを提供しているとか、社会的に有用性があり、特許を付与する価値があるなど、有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合に進歩性を有するものとするのが良いと考えます。

この場合、設計変更等であるから、進歩性を有しないとの拒絶を受けた場合、有用性の観点からの「特段の事情」が認められる旨の主張を行なえば良いと考えます。

この有用性の観点からの「特段の事情」が認められる旨の主張を行なう場合、「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」という観点を利用して、今まで世の中に存在していなかったものを提供しており、社会的に有用性があり、特許を付与する価値があるなどと主張することも考えられます。

このような判断基準を設けることで、引用例がないような場合に、審査官等の判断する者の主観によって

設計変更等であるとされてしまい、釈然としない結果になってしまったり、設計事項等の範囲が際限なく広がってしまったりするのを防止することができ、判断基準を明確にでき、予測可能性を高めることができると考えます。

例えば、IoT 関連発明などでは、今まで世の中に存在していなかったものが提供されることも多いと考えられ、この場合、従来技術といったものが存在していないことも多いと考えられるため、審査官等の判断する者の主観によって設計変更等であるか否かを判断するだけでなく、このような有用性の観点からの「特段の事情」といった判断基準を設けることは意味があることではないかと考えます。

また、上述のように「技術的課題を有するもの」と「技術的な課題を有しないもの」に分けて判断を行なうようにすることで、判断基準が明確になり、「技術的課題を有するもの」については、一般的な電気・機械系の分野の発明と同様に進歩性の判断が行なわれることを明らかにすることで技術の進歩を促進し、「技術的課題を有しないもの」については、有用性の観点からの「特段の事情」を柔軟に解釈することで、特許政策に応じて柔軟な対応をとることも可能になると考えます。

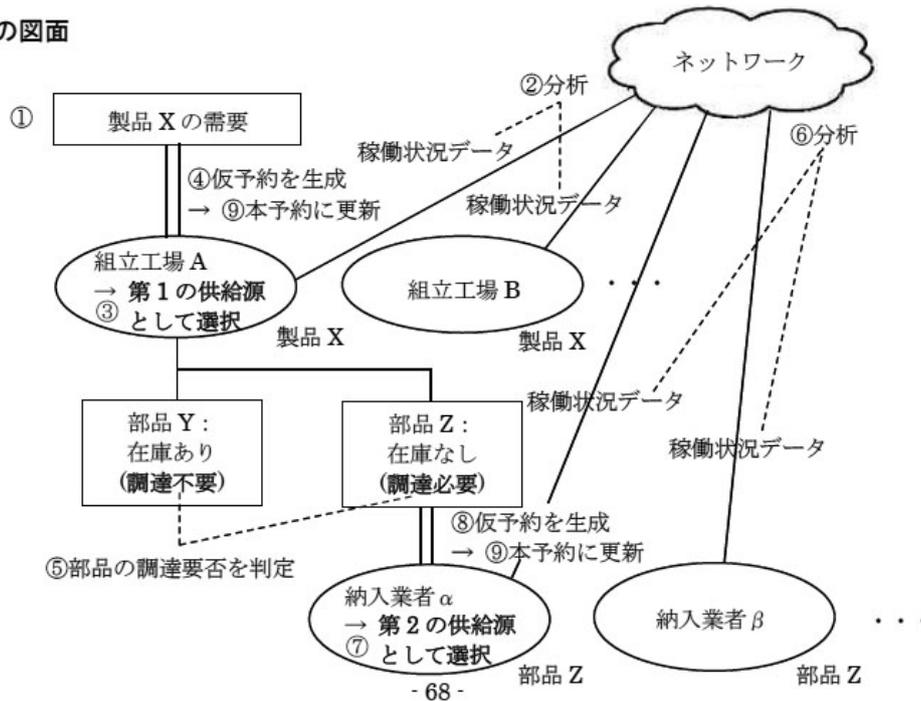
(4) 事例検討及び見直しの提案

次に、IoT 関連技術については、特許・実用新案審査ハンドブックの参考資料として「IoT 関連技術等に関する事例について」という資料⁽²⁰⁾が特許庁のホームページにおいて公表されており、この中に進歩性に関する事例が挙げられているため、これについて検討してみたいと思います。

まず、事例 26 は、サプライチェーン管理方法に関するものです。

図面、及び、発明の詳細な説明の概要を引用すると、次頁のようになっています。なお、図面については図 1 参照。

図1
本願の図面



『発明の詳細な説明の概要

【発明の解決しようとする課題】

サプライチェーン管理方法において、構成部品や材料の調達が必要かどうかを判定したうえで、調達が必要な場合は、供給源における稼働状況等に応じて、供給源に対する供給の仮予約及び本予約がコンピュータにより自動的に生成されるようにする。

【課題を解決するための手段】

この方法においては、サプライチェーン上の製品につき、需要を満たすための少なくとも一つの第1の供給源が、各供給源における稼働状況データを含む情報に基づいて選択される。かかる稼働状況データとしては、例えば工作機械の運転状態や作業待ちのワークの量など、供給源である納入業者の生産施設におけるリアルタイムのデータが、インターネット等のネットワークを通じて通信されることにより用いられる。こうした稼働状況データの分析によって、当該選択は、各供給源の時々刻々の供給能力に適切に応じたものとなる。需要を満たすための少なくとも一つの供給源の選択が終了すると、まずはこの段階で、それら選択された供給源に対する供給の「仮予約」が生成される。

次に、製品の構成部品又は材料について、調達が必要か否かの判定がなされる。調達が必要であると判定された場合には、その構成部品又は材料の複数の供給源から、稼働状況データを含む情報に基づいて、需要を満たすための少なくとも一つの第2の供給源が選

択される。このような過程を必要に応じて繰り返す。その結果、全ての構成部品又は材料について、各々、調達が不要と判定されたか、あるいは、必要な調達について供給の仮予約が生成された状態に到達した場合には、仮予約が本予約に更新される。

以上により、本方法では、多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンの場合でも、適時に供給の仮予約が生成されるとともに、本予約に更新されないままとなっている仮予約があるときには、その存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を把握することも可能である。』

この事例 26 では、「多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンの場合でも、適時に供給の仮予約が生成されるとともに、本予約に更新されない仮予約の存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を把握することが可能である。この効果は、引用発明 1 及び 2 からは予測困難な、有利な効果であるといえる。よって、請求項 1 に係る発明における「仮予約」の生成及び本予約への更新に係る事項は、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということとはできない。」とし、進歩性を有するとされています。

つまり、ここからは私見であるが、予測困難な有利な効果があると認められれば、設計変更等であるとは言えず、進歩性を有すると判断しているように思われ

ます。

しかしながら、ここで挙げられている効果が果たして予測困難な有利な効果であると言えるのかは疑問であると考えます。

また、審査基準等では、「有利な効果」は、「引用発明と比較した有利な効果」、「予測困難な有利な効果」、「当業者が予測できる範囲を超えた顕著な効果」などいろいろな使われ方をしているため、混乱を招くことになっていると思います。

このため、私見ではありますが、ここで予測困難な有利な効果であるとされていることについては、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合であると理解する方がより分かりやすいと思います。

つまり、この事例 26 のサプライチェーン管理方法は、「技術的課題を有しないもの」であるため、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められるか否かによって進歩性の判断を行ない、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合の事例であると理解するのが分かりやすいと思います。

但し、この事例 26 のレベルで、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合であるとするか否かは、特許政策によると思います。現在、日本では、これを進歩性ありの事例として挙げているので、かなり緩いのかなという感じはしています。

次に、事例 27 は、ランニング支援システムに関する

ものです。

図面、及び、発明の詳細な説明の概要を引用すると、以下のようになっています。なお、図面については図 2 参照。

『発明の詳細な説明の概要

【背景技術】

自身の過去のランニングの履歴と、現在のランニングに関する情報との比較を提示する、ユーザが装着可能な腕時計型デバイスが知られている。

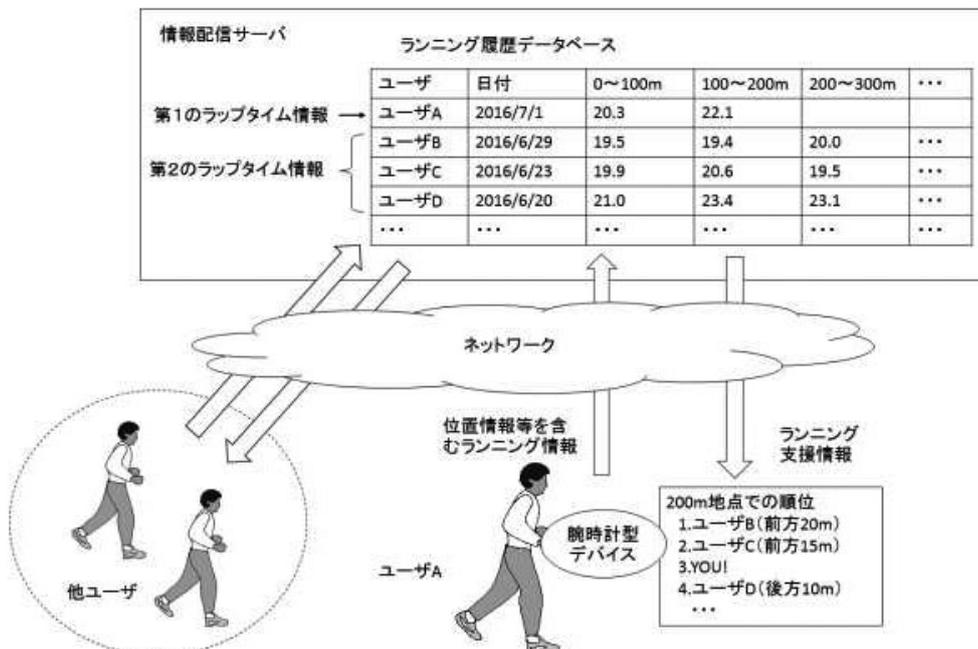
【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、当該腕時計型デバイスを用いて一人でランニングをする場合は、過去の自身との比較を参照することはできるが、他者との競争感覚を得られないため、ランニングのモチベーションを保つことが困難であった。

【課題を解決するための手段】

ユーザは、画面インターフェイス及び GPS 機能を備えた腕時計型デバイス(以下、本項において「デバイス」という)を装着しながらランニングをする。ユーザはランニングを開始する前に、デバイスを操作し、これからランニングをするコースを指定する。当該指定されたコース及びユーザの情報は、情報配信サーバへ送信される。情報配信サーバでは、当該ユーザが指定したコースにてランニングを開始したことを認識する。ランニング中、デバイスからは継続的に、GPS 機能によって取得したユーザの位置情報と時間情報とを

図 2
本願の図面



含むランニング情報が情報配信サーバに送信される。

情報配信サーバにおいては、デバイスから送信されたランニング情報に基づいて、当該ユーザの所定距離間隔ごとのラップタイム情報(第1のラップタイム情報)が作成され、情報配信サーバ内のランニング履歴データベースに格納される。ここで、情報配信サーバは、ランニング履歴データベース内に、コースごとの過去の複数のユーザのラップタイム情報を保持している。なお、ランニング履歴データベースにおいては、同一コースについて同一ユーザのラップタイム情報は一つまでしか記憶されず、同一ユーザについて新たなラップタイム情報が作成された場合は、古いラップタイム情報は新たなラップタイム情報に上書きされる。

情報配信サーバは、第1のラップタイム情報と、ランニング履歴データベースに格納されている他の複数のユーザの過去のラップタイム情報(第2のラップタイム情報)とを比較することで、ユーザの仮想的な順位や他のユーザとの仮想的な距離を含む、ランニング支援情報を作成する。情報配信サーバは、作成されたランニング支援情報を、ユーザのデバイスに送信する。第1のラップタイム情報は、デバイスから送信されるランニング情報が蓄積されると適宜更新されるので、その度にランニング支援情報も更新され、デバイスに送信される。

ユーザのデバイスでは、情報配信サーバから送信されたランニング支援情報が画面インターフェイス上に表示される。

【発明の効果】

ユーザはランニングの最中、腕時計型デバイス上で、ユーザの仮想的な順位や他のユーザとの仮想的な距離を含む、ランニング支援情報を参照できるので、他者との競争感覚を得られ、ランニングのモチベーションを保つことができる。』

この事例 27 では、「引用発明 1 は、過去の自分自身のラップタイム情報との比較に関する情報を参照しながら、ランニングを可能とすることを課題としており、引用文献 1 には、他のユーザとの比較に関する事項は記載されていない。また、当該事項は、当業者が容易に着想し得るものともいえない。そのため、異なるユーザが有する腕時計型デバイスから送信された最新のランニング情報に基づく第 2 のラップタイム情報との比較をすることは、引用発明 1 に周知技術を適用する際に行い得る設計変更等(一定の課題を解決する

ための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項の採用)ということとはできない。さらに、請求項 1 に係る発明は、異なるユーザのラップタイム情報の比較に基づいてランニング支援情報を作成することにより、ユーザが一人でランニングしていても他者との競争感覚を得られるという、引用発明 1 と比較した有利な効果を有している。以上の事情を総合的に踏まえると、引用発明 1 に周知技術を適用し、当業者が請求項 1 に係る発明に容易に想到し得たということとはできない。」とし、進歩性を有するとされています。

つまり、ここからは私見であるが、「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」から設計変更等であるとは言えず、さらに、引用発明と比較した有利な効果があるから、進歩性を有すると判断しているように思われます。

しかしながら、「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」との主張は、技術的課題を有する本来技術的な発明に対して用いるのが好ましい論理構成であると考えられ、ここで挙げている課題は、技術的課題とは言えないと考えられるため、同様の論理構成を採用するのは無理があると思います。

また、審査基準等では、「有利な効果」は、「引用発明と比較した有利な効果」、「予測困難な有利な効果」、「当業者が予測できる範囲を超えた顕著な効果」などいろいろな使われ方をしているため、混乱を招くことになっているとも思います。

そこで、ここで「課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである」としていること、あるいは、「有利な効果」であるとしていることについては、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合であると理解する方が分かりやすいと思います。

つまり、この事例 27 のランニング支援システムは、「技術的課題を有しないもの」であるため、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められるか否かによって進歩性の判断を行ない、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合の事例であると理解するのが分かりやすいと思います。

但し、この事例 27 のレベルで、上述の有用性の観点からの「特段の事情」が認められる場合であるとするか否かは、特許政策によると考えます。

なお、事例 26 について、上述のように予測困難な有利な効果というものは考慮しないとの立場をとること

もできるし、事例 26, 27 について、上述のように「商取引における営業上の考察に基づく設計変更」と判断することもできると思います。この場合、設計変更であるとの判断は、審査官や裁判官等の判断する者の主観に委ねられることになり、釈然としない結果になってしまったり、設計事項等の範囲が際限なく広がってしまったりするおそれがあるため、判断基準を明確にし、予測可能性を高める上でも、上述の有用性の観点からの「特段の事情」のような判断基準を導入するのが良いと考えます。

4. おわりに

ビジネス関連や IoT 関連の CS 関連発明についてどこまで特許を認めるか否かは、特許制度によって保護する必要があるか否かという観点から考える必要があり、それは、本来技術的でないもの、即ち、「技術的課題」を有しないものにどこまで特許を与えるか否かで決まってくると思います。

また、本来技術的でないもの、即ち、「技術的課題」を有しないものにどこまで特許を与えるか否かは、米国では「遥かに超える」の解釈の幅で、日本では「設計変更等」あるいは「有用性の観点からの特段の事情」の解釈の幅で調整されることになると思います。

さらに、IoT 関連発明など新しい産業のもとに生まれてきている発明もあることを考慮すると、特許制度によって保護する対象をあくまでも純粋に技術的なものに限るのか、それとも、「技術」あるいは「技術的思想」という言葉の解釈を広げることによってその対象を広げていくのかというあたりも議論の余地のあるところだと思います。

長年、日米特許実務に携わり、法律系大学院などでも学び、日々研鑽を積んできましたが、近年、上述したように、「技術的課題」という観点、即ち、発明を技術的課題及びこれを解決するための構成からなる技術的思想ととらえる観点が重要になってきていると感じています。これは、日米にかぎらず、EP や中国においても重要な観点であると思います。実務においては、この観点を踏まえて、明細書の作成を行ない、中間対応を行なうことが重要になってきていると思います。

(追記)

なお、本論文の校正段階の 2019 年 1 月 7 日に、米国

特許庁が、新たな Subject Matter Eligibility ガイダンス (The 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance⁽²¹⁾) や 事例集 (2019 PEG Examples 37 through 42⁽²²⁾) などを公表しています。

(引用文献, 注記及び参考文献)

- (1) Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 573 U.S. 208, 134 S. Ct. 2347, 110 U.S.P.Q.2d 1976 (2014)
- (2) Enfish LLC v. Microsoft Corp., 822 F.3d 1327, 118 U.S.P.Q.2d 1684 (Fed. Cir. 2016)
- (3) McRO, Inc. v. Bandai Namco Games America Inc., 837 F.3d 1299, 120 U.S.P.Q.2d 1091 (Fed. Cir. 2016)
- (4) Finjan Inc. v. Blue Coat Systems, Inc., 879 F.3d 1299 (Fed. Cir. 2018)
- (5) Core Wireless Licensing S.A.R.L., v. LG Electronics, Inc., 880 F.3d 1356 (Fed. Cir. 2018)
- (6) Enfish, LLC v. Microsoft Corp. and TLI Communications LLC v. A.V. Automotive, LLC (May 19, 2016); https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-may-2016_enfish_memo.pdf (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (7) McRO, Inc. dba Planet Blue v. Bandai Namco Games America Inc. and BASCOM Global Internet Services v. AT&T Mobility LLC (November 2, 2016); <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/McRo-Bascom-Memo.pdf> (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (8) Recent Subject Matter Eligibility Decisions (April 2, 2018); <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo-recent-sme-ctdec-20180402.PDF> (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (9) DDR Holdings, LLC v. Hotels.com, L.P., 773 F.3d 1245, 113 U.S.P.Q.2d 1097 (Fed. Cir. 2014)
- (10) Bascom Global Internet Services, Inc. v. AT&T Mobility LLC, 827 F.3d 1341, 119 U.S.P.Q.2d 1236 (Fed. Cir. 2016)
- (11) Berkheimer v. HP Inc., 881 F.3d 1360 (Fed. Cir. 2018)
- (12) Changes in Examination Procedure Pertaining to Subject Matter Eligibility, Recent Subject Matter Eligibility Decision (Berkheimer v. HP, Inc.) (April 19, 2018); <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo-berkheimer-20180419.PDF> (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (13) The 2014 interim guidance on patent subject matter eligibility; <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/training%20-%202014%20interim%20guidance.pdf> (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (14) The July 2015 update on subject matter eligibility; <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-july-2015-update.pdf> (参照日: 2018 年 12 月 28 日)
- (15) The May 2016 subject matter eligibility update; [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-may-2016-subject-matter-eligibility-update.pdf)

may-2016-fr.pdf (参照日: 2018 年 12 月 28 日)

(16) 特許庁調整課審査基準室, 特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性, p1-p14,

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun_bm/03_0202bm.pdf (参照日: 2018 年 12 月 28 日)

(17) この点については, 「特許審決取消訴訟の実務と法理」 社団法人発明協会, 第 5 章審決 (決定) 取消事由 (山下和明), 5. 9 顕著な作用効果の看過, pp.159-162 が参考になると思います。

(18) 特許庁調整課審査基準室, 特許・実用新案審査ハンドブック附属書 B 「特許・実用新案審査基準」 の特定技術分野への適用例第 1 章コンピュータソフトウェア関連発明 2. 2. 3 進歩性の判断, p26 - p36,

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/handbook_shinsa_h27/app_b.pdf (参照日: 2018 年 12 月 28 日)

(19) 特許庁調整課審査基準室, 「ビジネス方法の特許に関する

Q&A (回答)」,

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11164811/www.jpo.go.jp/toiawase/faq/tt1210-037_qanda_a.htm#No10 (参照日: 2018 年 12 月 28 日)

(20) 特許庁調整課審査基準室, 「IoT 関連技術等に関する事例について」, p68 - p77,

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/handbook_shinsa_h27/app_z.pdf (参照日: 2018 年 12 月 28 日)

(21) The 2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance;

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-01-07/pdf/2018-28282.pdf> (参照日: 2019 年 1 月 10 日)

(22) 2019 PEG Examples 37 through 42;

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/101_examples_37to42_20190107.pdf (参照日: 2019 年 1 月 10 日)

(原稿受領 2018. 9. 11)

JPAA
Information

ヒット商品は こうして 生まれました!

平成 30 年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。